

平戸市監査公表第 16 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 8 年 5 月 26 日

平戸市監査委員 大浦 雄二
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の対象及び監査の期間

議会事務局 令和 8 年 4 月 28 日

第 2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和 5 年度及び令和 6 年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について

第 3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況

(2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

(3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

(1) 補助金交付要綱等は整備されているか。

(2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項は次のとおりである。

<参考> 監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

■議会事務局

【指導事項】

1. 例規の整備について

平戸市請願及び陳情処理規程第2条第2項において、請願書の提出部数を「正本のほかその写し40部」と規定しているが、現状は正本のみを提出させていることから、適正な例規の整備に努められたい。

2. 契約事務について

契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 令和5年度及び令和6年度に締結された会議録検索システムデータ作成業務委託契約書、並びに令和2年度に長期継続契約により締結された議会中継システム保守サポートサービス契約書について、契約保証金に関する記載がなかった。
- (2) 令和5年度及び令和6年度に締結された「議会会議録印刷業務委託における印刷製本請負契約書」における印刷物の規格について、第1条に「仕様書のとおり」とあるが、仕様書が添付されていなかった。また、第16条第3項に、「別記（個人情報取扱特記事項）を遵守しなければならない」とあるが、特記事項が添付されていなかった。

3. 政務活動費について

平戸市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項において、「政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない」と規定されている。しかしながら、実際には別記様式ではなく、平戸市議会政務活動費に関する申し合わせ事項に規定する様式が添付されていたため、例規に即した内容となるよう改善されたい。

また、市ホームページ及び市議会だよりにおいて、政務活動費の交付額について「議員1人あたり月額1万円を交付している」旨が記載されているが、平戸市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第1項においては、「年額12万円」と規定されていることから、適切な表現となるよう修正されたい。